



平成30年 9月28日

第313号

〔発行〕 (公社)神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長 プレス工業株式会社 藤沢工場
編集 藤沢支部広報委員会
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/fujisawa/index.htm>

平成30年度

「全国労働衛生週間を迎えて」



藤沢労働基準監督署

署長 小 沼 みち子

日頃から、労働基準行政、殊に職業性疾病の防止につきまして御尽力賜り誠にありがとうございます。

今年で第69回を迎える全国労働衛生週間、この期間に、職場における労働衛生に関して意識を向けていただきたいと思います。

各職場で年1回以上は実施されている①健康診断の有所見者の状況、②作業場の有害物等（ガス、蒸気、粉じん、熱（温度）、光、音、気圧、振動、重量物）からの暴露防止又は低減の状況に目を向け、健康診断、作業環境測定の後措置はできているか、設備の点検や保護具の着用・管理はできているか、労働衛生管理体制が上手く機能しているか、トップと問題点の共有はできているか等、労働衛生3管理に基づく確認事項は多々あります。

さらにメンタルヘルス、長時間労働の抑制も考慮しなければなりません。

いずれにおいても、まずは各種研修により、問題点やその対処方法を「知ること」が重要となってきます。管理者、労働衛生管理スタッフ、関係労働者全員それぞれに知っておくべきことを分けた教育の実施を行っていると思います。

また、教育訓練の実施に当たっては、漏えい等が発生した時や自然災害に見舞われた時等緊急を要する場合を想定した対処についても留意してください。

各種技術が発展する一方で、働く人々の心は非常にデリケートになっていることを意識しなければなりません。精神障害等に係る労災補償の請求件数は全国的にはここ数年もまだ増加傾向です。

今までの固定概念を捨て、客観的な状況把握が必要です。個々を尊重しつつ、ルールに基づき対応していくことが不可欠になっています。心の問題をこじらせると、想像以上の労力を要することになります。将来的には十分な労働力が確保できなくなってくる可能性さえ秘めています。日頃から一人一人の能力を引き出せる、協力し合える、相互の力が相乗的に発揮できる職場を作っていけるかが、本人にとっても職場にとっても理想の職場となっていく鍵となることに皆さん気づかれています。

第13次労働災害防止計画の中で、労働衛生に関する6つの目標のうち、①仕事上の悩みまたはストレスについて、事業場外資源を含めた相談先がある事業場の割合を90%以上とする②メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする③ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場割合を60%以上とする、この3つの目標に向かって取り組むことにより、職場における心の健康づくりが、請求件数の減少となって現れてくるといいと思います。

高齢化社会を迎え、健康診断結果における有所見率は高止まりか、むしろ、増加していく可能性もあります。病気を抱えながらも働く方、老若男女関わりなく、経験や知識、行動力等など、適材適所を作って誰もが働きやすい職場に変えていくことが生産性の向上にきつとつながると信じて、

「**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**」のスローガンのもと労働衛生管理を進めていただきたいと思います。

〔平成30年度 (公社)神奈川労務安全衛生協会藤沢支部スローガン〕

**働く人の安全と健康が確保できる職場を目指し
力強く活動を推進しよう！**

第69回 全国労働衛生週間 湘南地区推進大会

9月6日(木)

於：藤沢市民会館

151社211名の参加者のもとで開催されました。はじめに、公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 浦上支部長による開会挨拶を頂いた後、藤沢労働基準監督署 小沼署長よりご挨拶を頂きました。この全国労働衛生週間は、昭和25年より今回で69回目を迎えます。スローガンは、『ここからからだの健康づくり みんなで進める働き方改革』です。作業環境管理の効率的、効果的なシステムをPDCAのサイクルを用いて毎年毎年繰り返してスパイラルアップを目指してほしい。働く人の心の健康づくり（メンタルケア）の強化及び働き方改革として、1. 長時間労働の抑制、2. 労働時間の適正な把握、3. 年次有給休暇の取得、4. 産業医、産業保健機能の強化についてお話頂きました。

続いて、藤沢市 小野副市長より来賓を代表して、ご祝辞を頂きました。

その後、藤沢労働基準監督署安全衛生課 関課長より全国労働衛生週間実施要綱について、1. 統計資料、2. 労働衛生週間中の趣旨等、3. 労働衛生週間中の実施事項等、4. 準備期間中の実施事項、5. 働き方改革関連法の概要について、ご説明頂きました。



藤沢労働基準監督署 関課長

続いて、「取引環境改善に向けた周知活動」について、一般社団法人 神奈川トラック協会 石橋専務理事よりリー



藤沢労働基準監督署 小沼署長

フレットを基にご説明頂きました。

特別講演として、村上労働衛生コンサルタント事務所 村上代表より『最近の労働衛生トピックス』というテーマでご講演頂きましたが、終わりに「何事にもバランスがある人生の大半は仕事をしているが、健康でなければ仕事はできない。健康第一であることを考えてください」は心に響きました。

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 太田支部長による閉会の挨拶を頂き、無事終了となりました。
〈三菱電機(株)鎌倉製作所 井上〉



村上労働衛生コンサルタント事務所 村上代表

平成30年度 神奈川労働局安全衛生表彰

平成30年7月4日(水)横浜第二合同庁舎にて平成30年度神奈川労働局安全衛生表彰式が執り行われました。本表彰は労働災害防止、労働者の健康確保など安全衛生活動が他の模範と認められ、安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした事業場又は個人に対し贈られるものです。本年度藤沢支部では、長年にわたり当支部で事務局長を務められた焼石氏が厚生労働大臣安全衛生推進賞を、株式会社オーテックジャパンが安全衛生に関する取り組みが他の模範であると認められ神奈川労働局長奨励賞を受賞されました。おめでとうございます。



焼石氏



(株)オーテックジャパン
森田氏

藤沢労働基準監督署からのお知らせ



事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



安・健・快 雑感

平成最後の夏

J X 金属(株)倉見工場
郷原 毅

今年の夏は、異常なほどに暑く感じた。子供の頃にはたまにしか見た記憶がない35℃以上の猛暑日が、毎日のように全国のどこかで観測されているし、日本の最高気温も更新された。

これは温暖化の影響なのかと少し気になったので、夏休みの自由研究として気象庁のホームページから気温について調べてみた。

神奈川県で最も古くからデータが残っている横浜市内で、1897年以降の「日最高気温の月平均」を見てみると、7月は今年が最高の32.2℃となっていた。しかし年推移をグラフ化してみると7月、8月の気温は明確な右肩上がりではなく、変動の範囲内にあるように見える。よって、これだけだと「夏が劇的に暑くなっているわけではない」とも言えそうなのだが、まだ今年の8月のデータ

は集計されておらず、また総務省消防庁によると、熱中症による8月中旬までの救急搬送人員数は、昨年同月の2倍近くの8万人にも上っているらしいので、やはり暑くなっているのだろう。

10年ほど前から熱中しているゴルフも、ラウンドする地域が南になったこともあるかもしれないが、途中でバテることが多くなってきた。

十分な睡眠・水分をとり、練習では無茶をせず、適度に楽しんでいくようにしたい。



〔新規入会員紹介〕

●(株)アーネストワン藤沢営業所 藤沢市藤沢223-2 ユーミー藤沢センタービル 建設業

〔当面の支部行事予定〕

○リスクアセスメント講習	10月3日(水)	会場：藤沢市建設会館4階大会議室
○安全管理者選任時研修第2回	10月10日(水)、11日(木)	会場：藤沢市建設会館4階大会議室
○労務管理セミナー	10月24日(水)	会場：藤沢市建設会館4階大会議室
○研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	11月2日(金)、3日(土)	会場：いすゞ自動車(株)藤沢工場 ものづくりサビストレーニングセンター
○職長教育第4回	11月14日(水)、15日(木)	会場：藤沢市建設会館4階大会議室

〔編集後記〕



気ままな一人ドライブをしました。

この日は、平日で会社の休日。何をしようかと考えていると、いつか行ってみようとして決めていた場所を思い出しました。そこは家からほど遠くない鎌倉にあるお寺と秦野にある神社、それは自分の名字が入っているお寺と神社。自分の中の何かが変わるかも？と少し(いや多いに)期待をして車を走らせました。

…今も変わったところは見つかりませんが、この2か所を移動する間に会社の前を通り、不思議な縁を感じずには、られませんでした。〈メルシャン(株) 今泉〉

湘南地域産業保健センター

支援は全て無料です！

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

＜湘南地域産業保健センター＞

〒251-0052 藤沢市藤沢 976-2 秀明ビル 402号
Tel 0466-27-6238 fax 0466-27-6238

＜小規模事業場向けサービスの内容＞

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) 神奈川産保で検索

＜神奈川産業保健総合支援センター＞

〒221-0835 横浜市中区神奈川区鶴屋町3-29-1

Tel 045-410-1160 fax 045-410-1161

第6安田ビル3階

独立行政法人
労働者健康安全機構

